

北の大地



- ・令和5年4月にオープンした、さとらんどの木製アスレチック広場です。
- ・さとらんどを連想する5つのエリアに、たまねぎに似た形の遊具や、田植え 作業をイメージした遊具など、道内最大級の遊具数となる計25種類の遊具が並んでいます。

札幌市経済観光局農政部農政課

札幌市中央区北1条西2丁目市役所7階南 011-211-2406

<http://www.city.sapporo.jp/keizai/nogyo/index.html>



補助事業の内容が変わります

お問い合わせ先

札幌市農政部農業支援センター
TEL：011-787-2220



札幌市農業基盤整備事業 から **札幌市経営安定強化事業** と **札幌市鳥獣被害防止対策事業** へ

札幌市では、農業の生産振興のため、平成9年より札幌市農業基盤整備事業により、新設のパイプハウスや電気
この度、制度を刷新することとなり、従来の農業基盤整備事業を廃止し、新たに「札幌市経営安定強化事業」（営
定めました。

柵などの補助を行ってきました。
農に関する補助）と「札幌市鳥獣被害防止対策事業」（有害鳥獣対策に関する補助）を

札幌市経営安定強化事業



POINT

先進技術を活用したスマート農業の取り組みなどに対応するため、これまで認めていなかった機
械・施設等も補助可能とし、対象事業を拡大し、農業者の経営安定化を図ります。

主な内容

【申請可能な方】 認定農業者、認定新規就農者、農業協同組合、中核農家

◎市費単独補助事業

【交付対象】 営農に係る事業（例：パイプハウス、冷蔵庫、直売所の整備、温風機、
農業用ドローン、ほ場・用排水路の整備など）

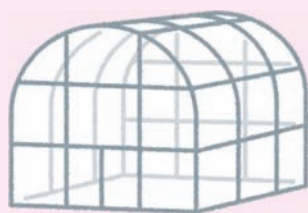
【交付率】 認定農業者、認定新規就農者、農業協同組合……5/10以内
中核農家……3/10以内

※ただし、中古品は残存耐用年数が購入した日から2年以上ある機械・施設等に関し、
補助率は一律2/10以内となる

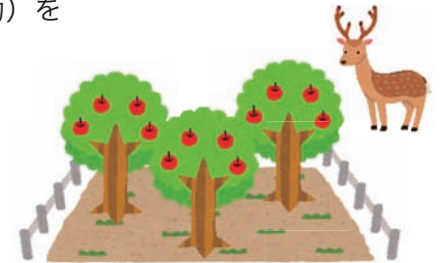
◎市費上乗せ補助事業

【交付対象】 営農に係る国費対象補助事業（対象にならないものもあります）

【交付率】 国の補助事業に採択された事業について、10分の2以内
（上限は200万円）



札幌市鳥獣被害防止対策事業



POINT

これまでの電気柵の新設だけでなく、「機能向上のための更新」、「その他、有害鳥獣対策として
適当と認められるもの」を補助対象として追加します。また、令和6年度からは交付上限額を変更
し、幅広い農業者が電気柵を導入できるようになります。

主な内容

**【申請可能な方】 認定農業者、認定新規就農者、農業協同組合、中核農家、
販売農家（経営耕地面積が30a以上または農産物販売
金額が50万円以上の農家）、市民農園の開設者**

◎電気柵事業（新たに電気柵を設置）

【交付対象】 過去に電気柵を設置したことがない場所への電気柵の施工
（電源装置一式を併せて購入するものに限る）

【交付率】 8/10以内（令和6年度より上限は30万円となります）

◎電気柵事業（機能向上のための更新）

【交付対象】 過去に札幌市の事業において設置した電気柵と同一箇所への、
機能向上を目的とした電気柵の設置（法定耐用年数である8年
を超え、かつ電源装置一式を併せて購入するものに限る）

【交付率】 5/10以内（上限は10万円）

◎上記以外で有害鳥獣対策として適当と認められるもの

【交付対象】 札幌市長が認めるもの（都度協議）

【交付率】 3/10以内（上限は10万円）

※右記の事業は交付対象となりません

単純更新、ソフト事業、汎用 性が高い施設・農機具類、消耗品類、既存施設等の撤去費および処分費

採れたて野菜・美味しいもの さとらんどに 沢山集まります♪

さとらんど市場



丘珠まるしえ



開催中 !! in さとらんど交流館

札幌市内を中心に道内で生産された新鮮で安全安心な農畜産物を販売しています。旬の農作物フェアも開催します。

【販売品】

J A さっぽろのほか、石狩管内の農協及び札幌近郊の生産者が栽培した農作物

【開催日時】 10月15日（日）まで
6月～7月中旬 土日祝開催
7月中旬～9月末 毎日開催
(金曜定休)
10:00～16:00

- ・旬の農作物に合わせた、野菜クイズや解説も行います。
- ・フェアでは、たくさんの品種が並びます。食べ比べしてみるのも面白そうです。

生産者さん（農家さんや農畜産物加工製品販売者）が対面販売をします。生産者だからこそ知っている、美味しい食べ方や料理方法を教えてもらうことができます。

【販売品】

各生産者さんが栽培した農作物、製造した製品

【開催日時】

9月末まで毎週土日開催 10:00～16:00

- ・令和5年度、ファーマーズマーケットの名称を「丘珠まるしえ」に変更しました。

どんな野菜が買えるかな？
キッチンカーも来るよ。



丘珠まるしえ「ファーマーズ会員」募集中

「さとらんど」では、生産者と市民との交流の場を提供します。さとらんどで、自分で育てた農産物、加工した製品を対面販売し、消費者の声を聞きながら、農業や農産物、製品の素晴らしさを伝えてみませんか？



- 参加出店希望者は事前登録必要
- 参加出店料：R5年度は無料
- 参加出店区分
 - ①ファーマーズ会員
 - ②農畜産物の加工製品販売会員
 - ③キッチンカー会員
 - ④その他指定管理者が特に認めたもの
 詳しくは、さとらんど指定管理者まで。



【さとらんど市場&丘珠まるしえ】

開催場所：さとらんど交流館
(札幌市東区丘珠町519-1)
問合せ先：さとらんど指定管理者
さとらんどfanコンソーシアム
TEL (011) 787-0223
HP : <https://www.satoland.com/>

農業交流関連

施設

…有明地区に新しい直売所がオープンしました



所在地：清田区有明149番1
営業時間：9:00～16:00 不定休※通年
電話番号：011-802-5586

清田区有明、4月に開設した「有明とうもろこしパーク」の農地で栽培される”ほしつぶコーン”。高橋ファームでは、“ほしつぶコーン”を主力に年間10万本栽培するスイートコーン4種、就農時より力を入れるトマト7種（うちミニ4種をセットでギフト販売）や加工向けに作るサツマイモ5種のほか野菜30品目以上を栽培。高橋さんは、消費者との関わりを大事にマルシェ等に積極的に出店しながら、新規就農時より販路開拓も熱心に行い、多数の販売経路を持つようになった。メディアへの露出も増え、テレビやラジオに出演した翌日は直売所が利用客で溢れるという。食農関係講師や農業体験受入れなど市民と農業をつなぐ取組みも精力的に行っている。

都市計画法では、市街化調整区域での販売店設置は規制されています。札幌市の農政部では、農産物の地産地消による農業振興のため、農業者自らが農産物の販売や加工を行う直売所に限定して規制緩和する認定制度を作り、農業交流関連施設として開設を支援しています。今回は、有明地区に直売所を開設した高橋信一郎さんに、就農経緯や直売や加工のこと、今後の取組みなどについて聞きました。



はじめはトマト専門でした…

「有明とうもろこしパーク」

高橋信一郎さん
(高橋ファーム)



タキイ種苗の“ほしつぶコーン”は、しなびにくく、ギフト販売に○。甘みに加えて、風味とコクがある品種



サカタのタネの“イエローポップ”のポップコーン。今年は、丸く大きく膨れる“まるポップ”も栽培



▶食品関係会社から農業者に

○市内食品関係に勤めていましたが、父やおじが農業者で自分も自然と野菜を作るようになり、介護関係を経て、平成28年に認定新規就農者として有明地区に農地を借りて就農しました。当初はトマト中心の多品目栽培で、市内ドラッグストアへの委託販売が主な販路でしたが、試行錯誤するうちに品目を絞ったギフト販売や加工販売が主の営農を目指すように。農園に来てくれる方も増えてきたので、販売拠点を構えるため、市の制度を活用して農業交流関連施設を開設しました。

▶野菜農家の加工への取組み。顔の見える農業

○販売の中心は郵便局でも宣伝してもらっているスイートコーンのギフト販売ですが、直売所では野菜直売の他、焼きとうきびや茹でとうきび、スムージーやかき氷なども作ってます。また、冬の加工用にサツマイモを栽培し、特製“壺”焼きの焼き芋や、干し芋として提供して、好評いただいています。

○直売所を作って加工販売にも取組むことで通年営業が可能となり、新しいお客さんと知り合う機会や、雑誌取材なども増えました。将来は観光農園にしたいと考えてますが、常連さんが野菜を買いに来るような顔の見える関係の農業が好きなので、これからも直接販売に取り組んでいきたいです。

▶市民と農業をつなげる色々な取組み

○どの野菜も農薬はほとんど使いませんが、農業学校や消費者向け講習会の講師を務めた際は、営農で得た経験や道内での栽培も増えてきたサツマイモについてお話ししました。今後、ミニトマト“ぶちぶよ”収穫体験や小学校の加工体験受入れなどを予定していて、農業を通して様々な縁が生まれるのを感じています。皆さんも、農園にお越しください。新たな取組みとして、原木なめこ栽培を始めましたよ。



“べにはるか”の焼き芋。炭使用の壺焼きは、ガス調理よりねっとり仕上がります



岐阜から取寄せた壺焼き用の“壺”



電光看板が直売所目印となっている

施設詳細は、高橋ファーム公式ホームページ等(ブログ/FaceBook/Twitterあり)でご確認ください。関連情報は、市公式ホームページにも掲載しています。【農業者の方へ】認定の相談は随時受け付け中です(今号のお知らせページもご覧ください)。詳細は農政課まで

農業委員会が新体制になりました

任期満了に伴い、令和5年6月24日に第14期農業委員、6月26日に第3期農地利用最適化推進委員が新たに就任しました。

農業委員とは

農業委員会の総会における農地の権利移動や転用に係る許可等の審議及び決定、農業者からの相談対応及び農業者への助言等の業務を担っています。

農地利用最適化推進委員とは

農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）のための活動や、農地の利用状況調査、農業委員会の総会における活動報告等の業務を担っています。

農業委員

第14期



くまき もとお
会長 熊木 基雄



いくの たかお
副会長 生野 隆雄



ふじい とおる
藤井 徹



おおにし ともき
大西 智樹



やまもと かずお
山本 和夫



うえやま まさひこ
上山 雅彦



ちば えつこ
千葉 悦子



うじいえ まさき
氏家 正喜



ひらさ まさかつ
平佐 雅勝



はしば かずみ
橋場 和実



よしだ たけゆき
吉田 長幸

農地利用最適化推進委員

第3期

- 第1地区：北区
- 第2地区：東区
- 第3地区：白石区・厚別区・豊平区
清田区
- 第4地区：南区
- 第5地区：中央区・西区・手稲区

第1地区



こんどう かつよし
近藤 克宜



さわだ よしゆき
澤田 喜幸



みやもと さかえ
宮本 栄



やまうち ひろゆき
山内 浩幸

第2地区



おおさく あつし
大作 淳史



きたじま しげる
北嶋 茂



とやま さとる
遠山 覚



いな の べ つとむ
稲野邊 努

第3地区



まつした ひであき
松下 秀彰



あさい さとし
浅井 聡



たて ひろき
伊達 寛記



なかつ こうじ
中田 浩二

第4地区



はたなか しんいち
畑中 伸一



おかじま ひとみ
岡島 日登美



かわい こうへい
川合 浩平



お知らせ (農業者の皆様へ)

農地を市民農園として有効活用しませんか？～市民参加型農業で農地を保全～

■市民農園とは？

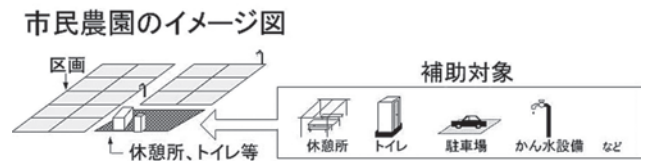
農地を100区画程度に分け、野菜や花などを育てる菜園として一般の方に利用してもらう仕組みです。利用料は、1区画50㎡の場合で10,000円程度となっています。

■認定市民農園の開設を支援

札幌市が認定する市民農園開設に必要な手続き案内や施設整備費補助の支援を行っています（費用の1/2、上限50万円）。また、札幌市役所公式ホームページ等に利用者募集情報を掲載します。

※開設には立地等諸条件があります。詳細は担当またはホームページまで。【農政課調整係】211-2406

【市民農園】<https://www.city.sapporo.jp/keizai/nogyo/nouen/index.html>



直売・加工・飲食への取組みで農業経営をパワーアップ！6次産業化を応援します！

■農業交流関連施設認定制度

札幌市では、農家の経営安定と市民の農業理解を促し、さっぽろ農業の維持・発展を目指すため、農業交流関連施設を認定しています。一般的に農地がある市街化調整区域では、商店の立地は規制されますが、一定要件を満たせば、直売所や農家レストランが建築できる制度です。

■農業交流関連施設の手続きや施設紹介

札幌市役所公式ホームページで認定に必要な手続きや、開設した施設を紹介しています。

※制度や認定に関する申請者・農地の要件等の詳細は担当まで。

【農政課調整係】211-2406

【農業交流関連施設認定制度】<https://www.city.sapporo.jp/nogyo/kouryuusisetu.html>

【札幌市の直売所、農家レストランなど】<https://www.city.sapporo.jp/nogyo/tyokubai.html>

※バックナンバー（令和3年春号～令和4年春夏号）に関連特集があります。併せてお読みください。



老後の安心！ 農業者年金に加入しましょう！

○加入資格

農地を持っていない方や配偶者なども加入できます！

- ★年間60日以上農業に従事する方で
- ★20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）又は
- ★60歳以上65歳未満の国民年金任意加入被保険者

○農業者年金のメリット

- ✓少子高齢時代に強い積立方式・確定拠出型
- ✓終身年金（80歳前に亡くなった場合は死亡一時金があります。）
- ✓自由に決められる保険料（2万円～6万7千円）
- ✓税制面の優遇措置
- ✓保険料の国庫補助（一定の要件があります。）

詳しくは（独）農業者年金基金ホームページをご覧ください。
<https://www.nounen.go.jp>

*加入者・受給者の方が引越したときや亡くなったときは届出が必要です。農業委員会又はお近くのJAへご連絡ください。

認定農業者制度のご案内

認定農業者制度は、本市策定の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に示された農業経営の目標に向けて、農業者が自らの創意工夫に基づき経営の改善を進めようとして作成する「農業経営改善計画」を市町村（経営地が広域にまたがる場合は都道府県・国）が認定する制度です。

計画の認定を受けた農業者（＝認定農業者）となることは、利用権設定等促進事業や経営所得安定対策（ゲタ・ナラシ）、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）といった支援制度を利用するための要件の1つとなっています。

取組をご検討される方は、下記担当までお問合せください。



【農政課企画担当係】211-2406